

日本赤十字東北看護大学介護福祉短期大学部学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本学は、建学の精神である赤十字の理想とする人道的任務の達成を図るため、介護福祉に関する学術を中心として、広く知識を授け、深く専門の学術を教授、研究するとともに、知性、道徳及び応用的能力を養い、もって社会で活躍できる実践力をもった介護福祉専門職の育成及び介護福祉学の発展に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本学は、日本赤十字東北看護大学介護福祉短期大学部と称する。

(位置)

第3条 本学は、秋田県秋田市上北手猿田字苗代沢17番地3に置く。

(学科)

第4条 本学に介護福祉学科を置く。

2 介護福祉学科の定員は、次のとおりとする。

入学定員	30人
収容定員	60人

(学科の教育目標)

第5条 介護福祉学科は、次の各号に掲げることを教育目標とする。

- (1) 赤十字の人道理念を実践できる介護福祉人材を育成する。
- (2) 人格的成熟・自立を図り、他者との関係性を発展させることができる能力を培う。
- (3) 事実を的確に判断し、問題を抽出し、創造的に解決できる能力をはぐくむ。
- (4) 介護福祉の基礎を踏まえ、科学的・倫理的判断に基づくケアを提供できる能力を養う。
- (5) 社会的責任を自覚し、生涯学習し続け、他の専門職と協働活動し得る能力を養う。
- (6) 常に社会の動向に関心を持ち、介護福祉実践を通じて社会に貢献できる能力を養う。

(修業年限及び在学期間)

第6条 本学の修業年限は、2年とする。

- 2 在学期間は、4年を超えることはできない。ただし、再入学、及び転入学により入学した者は、修業すべき年数の2倍を超えて在学することはできない。
- 3 前項に規定する在学期間には、休学期間は算入しない。

(長期履修学生)

第6条の2 学生が職業を有している等の事情により、前条第1項に規定する修業年限を超えて計画的に教育課程を履修し、卒業することを希望する旨を申し出たときは、別に定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

第2章 学年、学期、授業期間及び休業日

(学年及び学期)

第7条 学年は、4月1日から翌年3月31日までとする。

2 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(授業期間)

第8条 授業期間は、年間35週を原則とする。

2 各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、8週、10週、15週その他の本学が定める適切な期間を単位として行うものとする。

(休業日)

第9条 休業日は、次の各号のとおりとする。

(1) 土曜日及び日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律で定める休日

(3) 日本赤十字社創立記念日(5月1日)

(4) 春季休業日 3月17日から3月31日まで

(5) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで

(6) 冬季休業日 12月24日から翌年1月10日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長は、必要があると認めるときは、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

3 学長は、必要があると認めるときは、休業日に臨時に授業を行うことができる。

第3章 入学、再入学、編入学及び転入学

(入学の時期)

第10条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第11条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者（昭和23年文部省告示第47号）
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規則（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、高等学校卒業程度認定審査規則（令和4年文部科学省令第18号）による高等学校卒業程度認定審査に合格した者
- (9) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、その後本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 本学において、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

（入学者選抜）

第11条の2 入学者の選抜は、本学の入学者の受入れに関する方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。

2 本学に入学を志願する者については、別に定めるところにより選抜のうえ、学長は、教授会の議を経て、合格者を決定する。

（入学の志願）

第12条 本学に入学を志願する者は、本学が指定する期間内に、所定の書類に第38条に規定する入学検定料を添えて提出しなければならない。

（入学の手続き）

第13条 第11条の2第2項に規定する学長の決定に基づき合格通知を受けた者は、本学が指定する期間内に所定の書類を提出するとともに、第39条に規定する入学金を納付しなければならない。

2 学長は、前項に規定する入学手続を完了した者に入学を許可する。

(再入学)

第14条 本学を正当な事由により退学した者が退学後2年以内に再入学を志願するときは、教授会の議を経て、学長は審査のうえ、再入学を許可することがある。

(転入学)

第15条 他の大学又は短期大学に現に在学する者で、本学に転入学を志願する者があるときは、審査のうえ、教授会の議を経て、学長は相当する学年に転入学を許可することがある。

(保証人)

第16条 本学に入学を許可された者は、保証人を定め、本学が指定する期間内に所定の身元保証書により届け出なければならない。

2 保証人は、学生の在学中の一切の事項について責任を持つものとする。

3 保証人は、独立の生計を営む成年者でなければならない。

4 学生は、保証人を変更したとき、又は身元保証書の記載事項に変更があったときは、直ちに届け出なければならない。

第4章 退学、転学、休学、復学、留学及び除籍

(退学及び転学)

第17条 本学を退学又は転学しようとする者があるときは、学長は退学又は転学を許可することがある。

2 前項の規定により退学又は転学しようとする者は、所定の書類にその理由を記載し、保証人署名のうえ、学長に願い出なければならない。

(休学)

第18条 疾病その他の事由により引き続き2月以上修学することができない者があるときは、学長は休学を許可する。

2 前項の規定により休学しようとする者は、所定の書類にその理由を記載し、保証人署名のうえ、学長に願い出なければならない。この場合において、疾病によるときは、医師の診断書を添付しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、疾病その他の事由により、修学することが適当でないと認められる者があるときは、学長は休学を命じることができる。

4 休学の期間は、引き続き1年を超えることができない。ただし、特別な事由があると認められるときは、学長は引き続き更に1年の範囲内の休学を許可することができる。

(復学)

第19条 前条の規定により休学した者は、休学期間が満了したとき、又は休学期間中に休学の事由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

(留学)

第20条 外国の大学、短期大学又はこれに相当する教育機関等への留学を希望する者があるときは、学長は留学を許可することがある。

2 前項の規定により留学しようとする者は、所定の書類に保証人署名のうえ、学長に願い出なければならない。

3 留学期間は、修業年限及び在学期間に算入できる。

4 留学に関し必要な事項は、別に定める。

(除籍)

第21条 次の各号の一に該当するものは、教授会の議を経て、学長が除籍する。

(1) 第6条に規定する在学期間を超えた者

(2) 第18条第4項に規定する休学期間を超えてなお復学できない者

(3) 死亡又は行方不明の者

(4) 授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

第5章 教育課程及び授業科目

(教育課程の編成方針)

第22条 本学は、卒業の認定に関する方針及び教育課程の編成及び実施に関する方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養することを基礎として、当該学科に係る専門の学芸を教授するよう配慮するものとする。

(授業科目)

第22条の2 本学において開設する授業科目は、赤十字・防災科目、基礎科目、専門科目とする。

2 前項の授業科目の種類及び単位数等は、別表第1のとおりとする。

(授業の方法)

第22条の3 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項の授業を、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 本学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(組織的な研修等)

- 第22条の4 本学は、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修(次項に規定する研修に該当するものを除く。)の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。
- 2 本学は、学生に対する教育の充実を図るため、本学の授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。
 - 3 本学は、授業科目を補助させる学生及び本学が定める者(教員を除く。)に対し、必要な研修を行うものとする。

(単位の計算)

- 第23条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、第22条の3第1項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位として単位数を計算するものとする。ただし、実験、実習及び実技は、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、学修の成果に基づいて単位を授与することが適切と認められる場合には、教授会の議を経て、学長は別に定めることができる。

(単位の授与)

- 第24条 本学は、各授業科目を履修した者に対しては、試験その他の本学が定める適切な方法により学修の成果を評価して所定の単位を与える。
- 2 各授業科目について、所定の出席時間数に達した学生に限り、その授業科目を履修したものとみなす。

(成績評価基準等の明示等)

- 第24条の2 本学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。
- 2 本学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定にあたっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(履修の方法及び履修科目の登録の上限)

第25条 本学において開設する授業科目は、これを必修科目及び選択科目とし、2カ年に分けて履修させるものとする。ただし、長期履修学生の場合を除く。

2 卒業の要件として学生が履修すべき単位数について、1年間及び2年間に履修科目として登録することができる単位数の上限を定める。

3 授業科目の履修方法及び履修科目の上限は、別に定める。

(授業科目の登録)

第26条 学生は、毎学年の当初に、履修すべき授業科目を登録しなければならない。

2 学生は、登録した授業科目以外の授業科目を履修し、又は単位を修得することはできない。

(他の大学等における授業科目の履修等)

第27条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が別に定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学又は外国の短期大学に留学する場合に準用する。

3 本学が教育上有益と認めるときは、学生が行う大学、短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

4 前3項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、合わせて30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第28条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学、短期大学又は高等専門学校において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、前条第2項の場合に準用する。

3 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第3項に規定する学修を本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

4 前3項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、前条第1項から第3項までの規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

第6章 学修の評価及び課程の修了の認定

(学修の評価)

第29条 授業科目の成績評価は、S、A、B、C及びDで表し、S、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とする。

(試験等の時期)

第30条 試験等の時期は、原則として学期末とする。ただし、各授業科目の担当者が必要と認めたときは臨時に行うことができる。

(試験等の受験資格)

第31条 当該科目の履修について登録していないもの及び出席時数が所定の基準に達しないときは、試験を受けることができない。

(追試験及び再試験)

第32条 本学において必要と認めたときは、追試験又は再試験を行うことがある。

2 追試験は、病気その他のやむを得ない事由により試験等に欠席した者を対象とする。

(卒業)

第33条 学生が本学を卒業するためには、79単位以上を修得することのほか、本学が定める卒業の要件を満たさなければならない。

2 卒業認定は、教授会の議を経て、学長がこれを行う。

3 第1項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第22条の3第2項の授業の方法により修得する単位数は30単位を超えないものとする。

(卒業の時期)

第34条 卒業の時期は、毎年3月とする。ただし、特別の事情があるときは、9月に卒業させることがある。

(卒業証書の授与)

第35条 学長は、第33条第2項に規定する卒業認定を得た者に対し卒業証書を授与する。

(学位の授与)

第36条 学長は、本学を卒業した者に対し短期大学士（介護福祉学）の学位を授与する。

(資格の取得)

第37条 本学において取得することができる資格は、介護福祉士国家試験受験資格、社会福祉主事任用資格及び大学編入資格とする。

2 介護福祉士国家試験の受験資格を取得するためには、当該受験資格の取得に関する履修規程に定める単位を修得しなければならない。

第7章 学生納付金

(入学検定料)

第38条 本学に入学を志願する者は、入学検定料として別表第2に定める金額を納めなければならない。

(入学金)

第39条 本学に入学を許可された者は、入学金として別表第2に定める金額を納めなければならない。

(授業料等)

第40条 授業料、維持運営費、実験実習費及びその他教育に必要な費用（以下「授業料等」という。）は、別表第2のとおりとし、所定の期日までに納めなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、本学において特別の事由があると認められた者は、授業料等について分納又は延納を願い出ることができる。

(退学等の場合の授業料等)

第41条 退学若しくは転学した者、退学を命じられた者又は停学中の者は、当該期の授業料等の全額を納めなければならない。

(休学等の場合の授業料等)

第42条 前期又は後期途中で休学した者は、休学した当該期の授業料等は全額を納めなければならない。

2 休学が前期又は後期の全期間にわたる者は、当該期は授業料等に替えて別表第2に定める在籍料を納めなければならない。

3 前期又は後期の途中で復学した者は、復学した当該期の授業料等から納入された在籍料を差し引いた額を納めなければならない。

4 留学した者の授業料等は、前3項の規定を準用する。

(納入された納付金の不還付等)

第43条 納入された入学検定料及び入学金は、還付しない。

2 授業料、維持運営費、実験実習費及びその他の納付金の還付については、別に定める。

第8章 職員及び教授会

(職員)

第44条 本学に、学長、学科長、事務局長、学務部長、図書館長、教授、准教授、講師、助教、助手及び事務職員を置く。

2 前項に規定するもののほか、副学長、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

(教授会)

第45条 介護福祉学科に教授会を置く。

2 教授会に関して必要な事項は、別に定める。

第9章 図書館等

(図書館)

第46条 本学に図書館を置く。

2 図書館に関して必要な事項は、別に定める。

(保健施設)

第47条 本学に保健室を置く。

2 保健室に関し必要な事項は、別に定める。

第10章 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び外国人学生

(研究生)

第48条 本学において特定の事項について研究を志望する者があるときは、学長は研究生として入学を許可することがある。

2 前項のほか研究生に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(科目等履修生)

第49条 本学において開設する授業科目を選んで履修することを志望する者があるときは、学長は科目等履修生として入学を許可し、その履修した科目の単位を与えることができるものとする。

2 前項のほか科目等履修生に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(聴講生)

第49条の2 本学が開設する一又は複数の授業科目を聴講することを志願する者があるとき

は、本学の教育研究に支障のない限り、教授会の議を経て、学長は聴講生として許可することがある。

- 2 前項のほか聴講生に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(特別聴講学生)

第50条 本学において、他の大学又は短期大学（外国の大学又は外国の短期大学を含む。）との協議に基づき、学長は当該大学又は短期大学の学生を特別聴講学生としてこれを許可し、その履修した科目の単位を与えることができるものとする。

- 2 前項の単位の授与については、第24条の規定を準用する。
- 3 前2項のほか特別聴講学生に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(外国人学生)

第51条 外国人で本学に入学を志望する者があるときは、学長は外国人学生として入学を許可することがある。

第11章 賞罰

(表彰)

第52条 学力優秀な学生又は学生として表彰に値する行為があった者に対し、教授会の議を経て、学長は表彰することがある。

(懲戒)

第53条 本学の学則その他の規程に背き、又は学生としての本分に反する行為があった者に対して、教授会の議を経て、学長は懲戒することがある。

- 2 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 前項に規定する退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な事由がなく出席が常でない者
 - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反する行為があった者
- 4 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第12章 大学開放、赤十字事業及び自己点検評価

(大学開放)

第54条 地域社会と連携し、開かれた大学とするため、公開講座の開設その他の大学開放の事業を行うことができる。

(赤十字事業)

第55条 国際赤十字の一員である日本赤十字社と連携し、別に定めるところにより国内外における救護・救援その他の赤十字事業を実施することができる。

(自己点検評価等)

第56条 本学は、教育研究水準の向上を図り、第1条の目的を達成するため、学校教育法第109条第1項の点検及び評価（以下「自己点検評価」という。）を行い、その結果を公表する。

2 自己点検評価の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

3 本学は、自己点検評価の結果及び認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行うことにより、その水準の向上を図ることに努めるものとする。

第13章 雑則

(委任)

第57条 この学則に定めるもののほか、本学における修学に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(改正)

第58条 この学則を改正しようとするときは、学長は教授会の議を経るとともに、別に定めるところにより、理事長の承認を得なければならない。

附 則

1 この学則は、平成8年4月1日から施行する。

2 この学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成11年7月1日から施行する。

2 平成11年6月30日に在学する者のうち、改正後の第35条、第36条及び第37条の規定に該当する者については、平成12年3月31日までは従前の例による。

附 則

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、平成13年3月31日に在学する

者については従前の例による。

附 則

この学則は、平成13年9月27日から施行する。

附 則

この学則は、平成14年3月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、平成17年3月31日に在学する者については従前の例による。

附 則

この学則の改正は、平成18年3月1日に施行し、平成17年10月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、平成21年3月31日に在学する者については従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則の改正は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第38条の改正規定は平成27年4月1日から施行する。

(社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

- 2 平成27年3月31日までに卒業する者については、第38条中「介護福祉士国家試験受験資格」とあるのは「介護福祉士登録資格」とする。

附 則

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、平成26年度以降に入学する者について適用し、平成26年3月31日に在学する者については、なお、従前のとおりとする。

附 則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
(社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)
- 2 平成28年3月31日までに卒業する者については、第37条中「介護福祉士国家試験受験資格」とあるのは「介護福祉士登録資格」とする。

附 則（平成28年12月 日赤学第422号）

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成29年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成29年6月 日赤学第171号の3）

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年2月 日赤学第496号）

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年1月 日赤学第544号）

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則（令和2年10月 日赤学第330の4号）

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則（令和3年9月 日赤学第261号の3）

- 1 この学則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和6年3月 日赤学第551号）

この学則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年4月 日赤学第580号）

この学則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 日赤学第 4 7 0 号）

- 1 この学則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 29 条第 1 項の規定は、令和 7 年度以降に入学する者について適用し、令和 7 年 3 月 31 日に在学する者については、なお従前の例による。

別表第1 授業科目及び単位数（第22条の2関係）

区分		単位数		履修方法及び卒業要件
		必修	選択	
赤十字・防災科目	赤十字概論	2		必修5単位以上
	赤十字救急法		1	
	赤十字幼児安全法		1	
	赤十字健康生活支援法		1	
	防災基礎	1		
	防災福祉論	1		
	防災ボランティア演習	1		
小計		5	3	5
基礎科目	修学基礎	1		選択から1単位・必修6単位以上
	日本語表現	1		
	英語	2		
	レクリエーション活動援助法Ⅰ	2		
	レクリエーション活動援助法Ⅱ		1	
	ボランティア論		1	
	情報科学		2	
小計		6	4	7
専門科目	人間と社会	人間の尊厳と自立	2	選択から2単位・必修11単位以上
		人間関係とコミュニケーションⅠ	2	
		人間関係とコミュニケーションⅡ	2	
		社会福祉概論	2	
		老人福祉論	1	
		障害者福祉論	1	
		地域福祉論	1	
		社会学		
		法学	2	
		小計	11	
専門科目	こころとからのしくみ	発達と老化の理解Ⅰ	2	必修20単位
		発達と老化の理解Ⅱ	2	
		認知症の理解Ⅰ	2	
		認知症の理解Ⅱ	2	
		障害の理解Ⅰ	2	
		障害の理解Ⅱ	2	
		こころとからだのしくみⅠ	2	
		こころとからだのしくみⅡ	2	
		こころとからだのしくみⅢ	4	
		小計	20	

科目を履修し試験に合格した場合に取得できる資格について、科目と資格の対応は以下のとおりである。

科目：赤十字救急法 資格：日本赤十字社救急法救急員
科目：赤十字幼児安全法 資格：日本赤十字社幼児安全法支援員
科目：赤十字健康生活支援法 資格：日本赤十字社健康生活支援講習支援員 科目：レクリエーション活動援助法Ⅰ及びⅡ 資格：レクリエーションインストラクター資格

区分		授 業 科 目	単位数		履修方法 及び 卒業要件
			必修	選択	
専門科目	介護	介護の基本Ⅰ	4		必修 34 単位
		介護の基本Ⅱ	4		
		介護の基本Ⅲ	2		
		介護の基本Ⅳ	2		
		コミュニケーション技術Ⅰ	2		
		コミュニケーション技術Ⅱ	1		
		コミュニケーション技術Ⅲ	1		
		生活支援技術Ⅰ	1		
		生活支援技術Ⅱ	1		
		生活支援技術Ⅲ	2		
		生活支援技術Ⅳ	2		
		生活支援技術Ⅴ	2		
		生活支援技術Ⅵ	1		
		生活支援技術Ⅶ	1		
		生活支援技術Ⅷ	1		
		生活支援技術Ⅸ	1		
		介護過程Ⅰ	2		
		介護過程Ⅱ		1	
		介護過程Ⅲ		1	
		介護過程Ⅳ		1	
		介護総合演習Ⅰ	1		
		介護総合演習Ⅱ		1	
	介護総合演習Ⅲ		1		
	介護総合演習Ⅳ		1		
	介護総合演習Ⅴ		1		
	介護総合演習Ⅵ		1		
	介護実習Ⅰ－A	1			
介護実習Ⅰ－B		1			
介護実習Ⅰ－C		1			
介護実習Ⅰ－D		1			
介護実習Ⅱ－1		3			
介護実習Ⅱ－2		3			
医療的 ケア	医療的ケアの基礎Ⅰ		1		
	医療的ケアの基礎Ⅱ		1		
	医療的ケアの基礎Ⅲ		1		
	医療的ケアの基礎Ⅳ		1		
研究	福祉研究法	1			
	卒業研究	1			
小 計			34	21	34
卒業要件（最低単位数）					79

別表第2 入学検定料、入学金及び授業料等（第38～42条関係）

種類		金額	摘要
入学検定料	大学入学共通テスト利用選抜での受験の場合	15,000円	出願時
	大学入学共通テスト利用選抜以外での受験の場合	20,000円	
入学金		300,000円	入学者の選考に合格し入学手続きを行うとき
授業料		493,300円	1年分 前期 4月 後期 10月
維持運営費		200,000円	1年分 前期 4月 後期 10月
実験実習費（介護実習履修年次）		150,000円	1年分 前期 4月 後期 10月
在籍料		50,000円	半期分

ただし、授業料、維持運営費及び実験実習費について、第6条の2に規定する長期履修学生については、次のとおりとする。

種類			金 額		
			1 年目	2 年目	3 年目
授 業 料	全納の場合		394,650 円	296,000 円	295,950 円
	分納の場合	前期	246,650 円	148,000 円	148,000 円
		後期	148,000 円	148,000 円	147,950 円
維持運営費	全納の場合		160,000 円	120,000 円	120,000 円
	分納の場合	前期	100,000 円	60,000 円	60,000 円
		後期	60,000 円	60,000 円	60,000 円
実験実習費	全納の場合		120,000 円	90,000 円	90,000 円
	分納の場合	前期	75,000 円	45,000 円	45,000 円
		後期	45,000 円	45,000 円	45,000 円
合 計			674,650 円	506,000 円	505,950 円